

長瀬町三丁目地内市有地活用事業おける募集要項等に関する質問及び回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回 答
1	募集要項	8	6-2			土壌汚染	調節池設置上での土地の形質の変更となるため、土壌汚染調査が必要となることはないと考えてよろしいでしょうか。	調節池の上は、土壌で被覆されているので土壌汚染対策法や府条例に基づく調査等が必要となる可能性があります。
2	募集要項	8	6-2			土壌汚染	土壌汚染の調査が必要となる場合は、土地所有者負担にて調査と考えてよろしいでしょうか。	質問事項のようなケースの場合、双方で協議をさせていただいての対応となります。
3	募集要項	9	7-2			付帯施設	簡易に取り壊しが可能な建物および工作物とありますが、調節池の施設に加わる荷重が地表面において1t/m <sup>2</sup> 以下の他に何か条件があるのでしょうか。	GLから1m以内に躯体がある場合は、原則構造物を設置しないこと、構造物の設置箇所がそこしか無い場合は要協議となります。 寝屋水系改修工営所が長瀬調整池管理棟の維持管理の際に必要な通路・駐車スペースを確保してください。
4	募集要項	10	8-1			提案施設	東大阪市役所が実証実験しているシェアサイクルのステーション場所として東大阪市役所様に利用していただくことは可能ですか。	設置に関しては、当市有地を活用する事業者様とシェアサイクル事業者様、シェアサイクル実証実験事業担当課とで協議していくこととなります。
5	募集要項	10	8-1			質問事項	障がい者スポーツの普及と施設利用促進の一環のイベントとして東大阪市役所様と共催することは可能ですか。	ご協力が可能か内容を確認し、協議させていただいての判断となります。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
6	募集要項	12	9-4			提出書類	創設して間もない法人であるが本活用事業に提案の応募をすることは可能ですか。	募集要項のP13の添付書類の中に決算報告書の提出が必須となっています。決算報告書は、構成員ごとに直前2年間分の提出をお願いします。また、提案施設の運営実績がある等、募集要項の内容にご留意ください。
7	募集要項	18	13-3		①	留意事項	当該市有地の活用について、設計等を進めるにあたってどのようなことに留意が必要ですか。	事業参加申込書、事業提案書を提出するまでの間に募集要項のP18の13-3の留意事項をご確認の上、大阪府寝屋川水系改修工営所等各関係機関と協議、調整をお願いします。
8	募集要項	18	13-3		①	留意事項	関係機関への協議についてどの範囲まで協議が必要ですか。	募集要項P18に記載のとおり、建築基準法に係る届出等、当事業において想定しうる届出については、調整、協議が必要となります。 ※大阪府寝屋川水系改修工営所等と調整の際は、事前連絡をお願いします。
9	募集要項	19	13-3		⑫	留意事項	東西に1か所ずつある管理棟が存在し、地下に調節池がある敷地での建築行為について、建築基準法上支障はないと考えてよろしいでしょうか。	地下調整池に荷重が加わる場合の建築行為については募集要項P.8「私権の設定」内の荷重条件を考慮した上で、建築基準法令その他関係規定を遵守し、設計していただきますようお願いいたします。
10	資料		2			維持管理範囲	資料2の敷地の範囲(点線)と実際の図面の範囲が少しずれがあるが、どちらが正しいのでしょうか。	図面の範囲が実施の敷地の範囲となります。
11	資料		2			防球ネット支柱	フットサル場の施設を検討しています。ボールが敷地外に出ないように敷地範囲の外周に支柱を立てることは可能ですか。	敷地範囲内で防球ネットの支柱を立てることは可能ですが、調節池の上面であることから根入れの深さ等必ず事前に寝屋川水系改修工営所と調整・協議を行ってください。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
12	資料		2			北側 万能板	将来的に東側にある市営住宅が解体された場合、境界としてある万能板が撤去され、維持管理範囲が増えることはありますか。	現時点で万能板が撤去される予定はなく、維持管理範囲が増える見込みはありません。
13	資料		4-1			点検口	敷地範囲にフットサル場の敷地を検討しています。コートの広さを確保するため点検口の上にも人工芝の施設を検討しています。点検の際は、人工芝を取り除き点検が実施できるようにすれば、施設は可能ですか。	点検等において、支障がなければ質問事項に記載のような手法でも整備は可能ですが、どのような形で設計し、点検の際の取扱い等、必ず事前に寝屋川水系改修工営所と調整・協議を行ってください。
14	資料		9			質問事項	確定求積図(資料9)の範囲の全てが当該活用事業の対象となりますか。	募集要項P7の地番に記載されているところのみが当活用事業の対象となります。 ※管理棟、点検口、マンホールは除く。
15	資料		9			質問事項	寸法が分かるような資料を提供していただくことは可能ですか。	寸法が分かる資料は、資料9の確定求積図でも確認が可能です。 資料については、データでお渡することも可能です。
16	その他					質問事項	現地南側の道路について、今後歩道などの道路整備をする予定はありますか。	都市計画道路の計画はありますが、事業認可されておらず、現時点では道路整備する予定はありません。
17	その他					質問事項	現地北東側の市営住宅が解体されるとのことですが、今後の活用予定はどのようなものですか。	解体の時期や今後の活用予定については、現時点で未定です。